

特集：カンキツグリーニング病

カンキツグリーニング病のまん延防止対策

 農林水産省 消費・安全局植物防疫課 ^{やま}山 ^じ路 ^{よし}禎 ^{ゆき}之

はじめに

カンキツグリーニング病は、アフリカ中南部から東南アジアにかけて広く分布しているカンキツ類の重要病害である。東南アジアのまん延地域における被害は甚大である。最近では、ブラジル、アメリカ合衆国等カンキツ類主要生産国においても発生が報じられており、世界的に分布が拡大している。我が国の主要果樹であるカンキツ類に多大な被害を与えるおそれがあるため、輸入検疫においても侵入を警戒していたが、1988年（昭和63年）に沖縄県西表島で初めて発生が確認された。現在、南西諸島で広範囲に発生が確認されており、その北上が懸念されている。

I 我が国における発生

本病は、上述のように我が国においては、西表島で初めて発生が確認された。感染樹の伐採により発生は終息したと見られていたが、1993年（平成5年）に再び西表島で、翌年には沖縄本島南部でも確認された。その後、1997年（平成9年）までに本病媒介虫のミカンキジラミが分布する沖縄県から奄美大島にかけての南西諸島全域で、沖縄県、鹿児島県、関係植物防疫所が発生調査を実施した結果、沖縄県17市町村で発生が確認された。2002年（平成14年）には鹿児島県の与論島において新たに発生が確認され、鹿児島県および門司植物防疫所が発生調査を実施した結果、03年（平成15年）には沖永良部島、徳之島、喜界島においても発生が確認された。現在沖縄県では大東諸島を除くすべての市町村で、奄美群島では6町で発生が確認されている。

II まん延防止対策

1 移動規制

本病に対しては現在のところ効果的な薬剤がないため、感染樹を治癒させることは不可能である。このため感染樹が確認された場合は、速やかに除去すること、媒介虫であるミカンキジラミの防除を定期的に行うこと、

発生地域から感染のおそれのある寄主植物の持ち出しを行わないことにより、本病のまん延を防止することが重要である。

1997年（平成9年）8月、農林水産省は、本病の未発生地域へのまん延を防止するため、植物防疫法施行規則を一部改正し、北緯27度10分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く）を本病にかかる移動規制の対象地域とし、同地域からの本病菌およびミカンキジラミの移動を禁止するとともに、寄主植物となるカンキツ類（カラタチ属、キンカン属およびミカン属）の苗木、穂木等を他の地域へ移動する場合には、植物防疫官による検査を義務付けている。移動規制地域においては、カンキツ類の苗木などの移出に際して、ミカンキジラミの侵入防止措置が講じられた施設における本虫の付着および本病病徴の有無の確認、本病の接木検定およびPCR検定が実施され、検査に合格したものに限り移動が許可されている。なお、種子および果実は、本病菌の伝搬のおそれがないため、規制の対象外である。

2 防除事業

沖縄県は、国の補助を受け、1997年（平成9年）度から特定重要病害虫特別防除事業により本病の発生調査および防除を那覇植物防疫事務所の協力のもと開始した。2003年（平成15年）度には同事業を引き継いだ検疫病害虫侵入リスク管理対策事業において、沖縄県に加え鹿児島県も発生調査および防除を開始した。また、鹿児島県は、本事業の中で門司植物防疫所と協力して、本病発生地域周辺の未発生地域において侵入警戒調査を実施し、本病の警戒に当たってきた。現在、これらの事業は食の安全・安心確保交付金による事業メニュー「重要病害虫侵入警戒調査等の実施」および「移動規制病害虫特別防除」の中で継続されている。

また、沖縄県では、1997年（平成9年）度から国の補助による総合的病害虫管理実証事業において、簡易検定法や検定用試料のサンプリング法の確立、防除薬剤の選抜等、本病およびミカンキジラミの防除技術確立に向けた取り組みが行われてきたところである。

3 農薬登録

カンキツ類に寄生するミカンキジラミに適用のある登録農薬については、1997年（平成9年）時点ではMEP

Prevention Measures for Spread of Citrus Greening Disease in Japan. By Yoshiyuki YAMAI

（キーワード：カンキツグリーニング病，まん延防止）